

ご存知
ですか？

ひとり親家庭
(母子・父子家庭等)のために
児童扶養手当
遺児手当



■問い合わせ先
児童福祉課 ☎(52)1114

児童扶養手当

離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。その目的は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することにあります。

◎**手当を受けられる人は？**

日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいのある児童)を監護している父、母、または、父もしくは母に代わって児童を養育している方

◎**支給要件**

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から一年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護令を受けた児童
- ・父または母が一年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父・母ともに不明である児童

◎**手当の対象とならない場合**

次の項目以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

児童が…

- ・父または母の死亡で支給される公的年金または遺族補償を受けることができるとき
- ・児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき
- ・父または母に支給される公的年金の加算対象となつていないとき

父、母又は養育者が…

- ・公的年金給付を受けることができないとき
- ・婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき

◎**所得による支給制限**

受給資格者または同居の扶養義務者(受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟等)の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、所得制限により、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

なお、受給者が父母等の親族と同居している場合でも、親族の所得によっては、手当が支給される要件に合致する場合もあります。

児童扶養手当の年度更新は8月の

ため、新たに所得限度額以下になる場合は、7月中旬に新規の認定請求書を提出してください。審査のうえ認定されれば8月分から支給されます。

■児童扶養手当の支給月額
(平成25年度 8月から9月分)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,430円	所得に応じて 41,420円～9,780円
2人	46,430円	児童1人の手当額に 5,000円加算した額
3人～	児童1人増すごとに 3,000円加算した額	

